

埼玉県地域防災計画の修正について

危機管理防災部

1. 計画の概要

(1) 策定根拠・主体

- ◆国の防災基本計画に基づき、「埼玉県防災会議」が作成。
(災害対策基本法第14条第2項及び第40条第1項)
- ◆作成、又は修正を行った際は、速やかに国へ報告するとともに、その要旨を公表。
(災害対策基本法第40条第4項)

(2) 計画の基本方針

- ◆自助、共助の強化
- ◆広域的な応援・受援体制の整備
- ◆災害の拡大・二次災害への備え

(3) 前回の修正内容（令和3年3月）

- ◆令和元年東日本台風からの教訓を踏まえた修正
 - ・県民自らの避難行動の理解促進
 - ・災害対策本部設置基準の見直し
- ◆防災基本計画の修正を踏まえた修正
 - ・避難所における新型コロナウイルス感染症対策
 - ・救助実施市指定への対応

2. 主な修正

(1) 災害対策基本法の改正を踏まえた主な修正

- ①避難勧告・避難指示の一本化等
避難勧告を廃止し、避難指示に一本化するなど避難情報の改正を追加
- ②個別避難計画作成の努力義務化
個別避難計画作成の努力義務化による位置付けの強化を反映
- ③広域避難に係る事前の準備
発災前に居住者等を広域避難させる際の市町村間の協議などを追加

(2) 防災基本計画の修正を踏まえた主な修正

- ①女性の視点を踏まえた防災対策の推進
地方防災会議の女性委員割合を高め、女性の視点を踏まえた災害対策を実施
- ②避難行動の妨げとなる正常性バイアス等の理解の促進
正常性バイアス（※）等を理解し、適切な避難を行うための防災教育等の実施について追加
※ 自分が経験したことのない危険や脅威を過小評価する傾向

(3) 県の施策等を踏まえた主な修正

- ①関係機関との連携強化と人材育成（埼玉版FEMA）
危機や災害ごとに役割分担などを定め、図上訓練を繰り返すことにより、関係機関同士の連携強化や危機・災害に携わる人材を育成し、県全体の対応力を強化することについて追加
- ②埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画を踏まえた災害対応力の強化
デジタル技術を活用した情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の構築について追加
- ③県の組織改正に伴う修正
県立病院の地方独立行政法人化など、県の組織改正を踏まえた修正

3. 修正スケジュール

- | | | |
|---------|---|--------------------------|
| 令和3年12月 | ： | 県議会12月定例会行政報告 |
| 令和4年1月 | ： | 埼玉県防災会議幹事会（修正原案報告[書面開催]） |
| 1～2月 | ： | 県民コメント |
| 3月 | ： | 埼玉県防災会議（計画修正） |